

2021 年 12 月

お客さま各位

株式会社東京スター銀行

預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の改定について

平素は東京スター銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

東京スター銀行では、このたび預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定を改定することといたしましたのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、以前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の改定内容

変更前	変更後
3. (インターネット取引およびテレホンバンク取引を利用した不正な払い戻し) (1) インターネット取引およびテレホンバンク取引を利用して行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して 当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 (中 略) <u>(新 設)</u>	3. (インターネット取引およびテレホンバンク取引を利用した不正な払い戻し) (1) インターネット取引およびテレホンバンク取引を利用して行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して 当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 (中 略) <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補てんの対象外といたします。</u> ① <u>預金者本人に対して払戻しが行われた場合(払戻し先が預金者名義の口座であった場合を含む)</u> ② <u>同居または生計を一にする配偶者、または二親等内の親族に対して払戻しが行われた場合(払戻し先が同居または生計を一にする配偶者、または二親等内の親</u>

(中 略) <u>第 2 条における「重大な過失または過失」とは、次の各項の事例をいいます。</u> (中 略) <u>(新 設)</u>	<u>族名義の口座であった場合を含む)</u> (中 略) <u>第 2 条 2 項および 4 項における「重大な過失または過失」とは、次の各項の事例をいいます。</u> (中 略) <u>第 3 条 2 項および 4 項における「重大な過失」とは、次の各項の事例をいいます。</u> 1. <u>他人に認証情報を知らせた場合</u> 2. <u>認証情報を、他人が容易に窺い知ることのできる状態で以下に保存していた場合</u> ① <u>携帯電話、スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピューター等の端末内</u> ② <u>インターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）</u> ③ <u>USB 等の電子記録媒体、メモ用紙等の紙媒体</u> 3. <u>その他、預金者に 1 および 2 の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合</u>
---	---

2. 適用日 2022 年 1 月 4 日（火）

以 上